

災害救助法適用地域で被災された在學生に対する特別措置について

梅花女子大学では、今年度中に指定を受けた災害救助法適用地域に実家がある在學生に対し、下記の要領で特別措置を講ずることといたしました。詳しくは、「学生サービスセンター 学生生活担当」までお問い合わせください。

#### 対象者

今年度中に指定を受けた災害救助法適用地域に実家があり、以下に該当する在學生。

#### 対象項目

- (1) 災害によりご父母のいずれかが亡くなられた方。
- (2) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が亡くなられた方。
- (3) 災害によりご父母のいずれかが負傷され、入院し、長期加療が必要な方。
- (4) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が負傷され、入院し、長期加療が必要な方。
- (5) 災害により家計支持者の居住する家屋が焼失、損壊、床上浸水等により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる方。（罹災証明書が必要）
- (6) その他災害により学費支弁が著しく困難となったと認められる方。

#### 特別措置

被災状況に応じて、今年度前期もしくは後期学費のうちいずれかの授業料の全額を免除いたします。また、すでに授業料が納入されている場合には、返還いたします。

※今年度すでに特別措置（授業料全額免除）を受けた方には適用されません。

#### 必要書類

1. 被災者特別措置申請書（本学所定用紙）
2. 被災状況証明書等（「死亡診断書」「診断書」「罹災証明書」等）
3. 授業料の返還について（銀行振込依頼書）（本学所定用紙）

災害救助法適用地域については「[独立行政法人日本学生支援機構のホームページ](#)」をご覧ください。

お問い合わせ先：

学生サービスセンター 学生生活担当

電話：072-643-8328